

化学物質管理促進法の概要

— P R T R 制度、化管法 S D S 制度 —

R5. 5

化学物質管理促進法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として制定されました。

化学物質管理促進法は P R T R 制度と化管法 S D S 制度の大きな 2 つの柱から成り立っています。

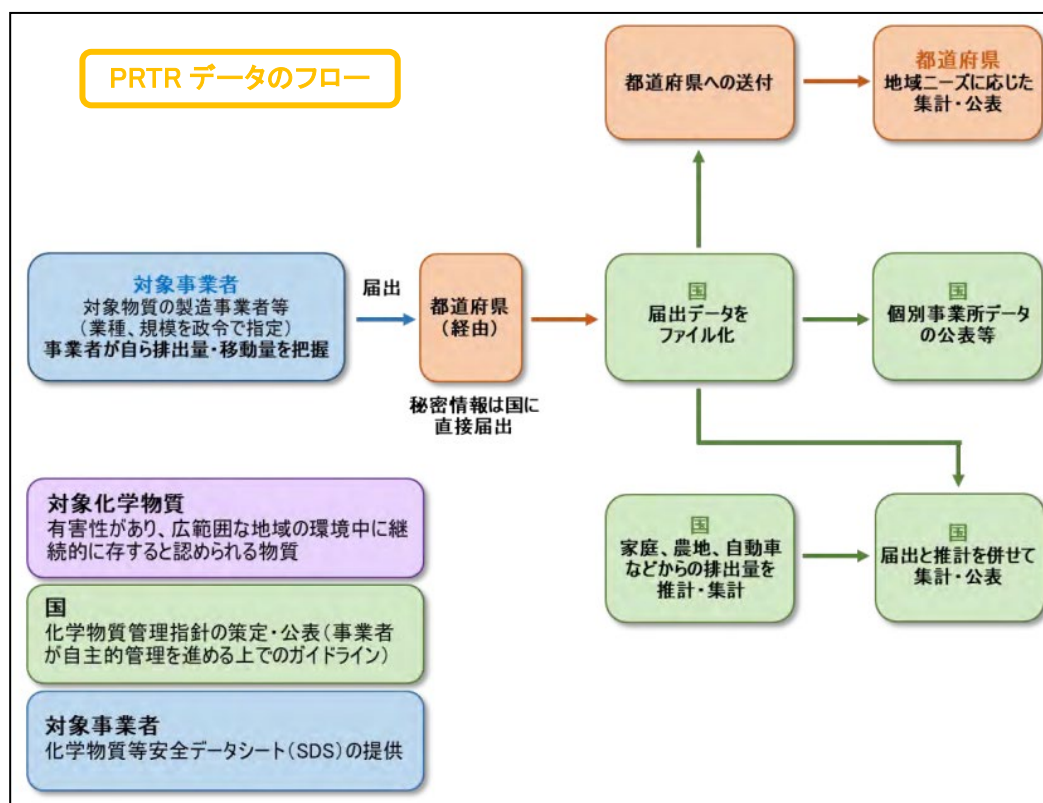
I P R T R 制度の概要

P R T R は、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に 1 回届け出ます。

行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。

P R T R によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。



経済産業省・環境省「PRTR 排出量等算出マニュアル」抜粋

I-1 対象化学物質

届出の対象となる化学物質は「第一種指定化学物質」として定義されています。具体的には、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として、計 515 物質が指定されています。そのうち、発がん性等のある「特定第一種指定化学物質」として 23 物質が指定されています。

I-2 対象事業者

P R T R制度の対象事業者は、第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者であり、具体的には次の(1)～(3)の要件全てに該当する事業者となります。

(1) 対象業種

下記の対象業種一覧に示す24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者対象業種とあて先(大臣)

○業種の説明は、経済産業省・環境省のホームページに掲載していますのでご参照ください。

○横数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。

○本表は、事業者の届出の便宜に資するように参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的所管の整理に何ら予断を与えるものではありません。

政令名称	業種名	業種コード	届出先
一	金属鉱業	0500	経済産業大臣
二	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
三	製造業		
	食品製造業	1200	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。)	1300	農林水産大臣
	酒類製造業	1320	財務大臣
	たばこ製造業	1350	財務大臣
	繊維工業	1400	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500	経済産業大臣
	木材・木製品製造業(家具を除く。)	1600	経済産業大臣 農林水産大臣
	家具・装飾品製造業	1700	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・同関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業(以下を除く。)	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2080	厚生労働大臣
	農薬製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2100	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2800	経済産業大臣
	電気機械器具製造業(以下を除く。)	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3080	経済産業大臣 厚生労働大臣
	電気計測器製造業	3070	経済産業大臣 厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業(以下を除く。)	3100	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	3120	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140	国土交通大臣
	精密機械器具製造業(以下を除く。)	3200	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	3300	経済産業大臣
	その他の製造業	3400	経済産業大臣

(注1)自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する届出先を記入してください。

(注2)国の機関又は地方公共団体の公務については、具体的な内容に対応する業種で分類してください。
業種に属する事業を営んでいる場合は、当該対象業種を選択し、業種コードを記載してください。

(注3)国の機関は、その営む事業に関わらず、当該機関を所管する大臣を届出先としてください。
地方公共団体は、その営む事業を所管する大臣を届出先としてください。

政令名称	業種名	業種コード	届出先
四	電気業	3500	経済産業大臣
五	ガス業	3600	経済産業大臣
六	熱供給業	3700	経済産業大臣
七	下水道業	3830	国土交通大臣
八	鉄道業	3900	国土交通大臣
九	倉庫業 (倉庫業法に基づき登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	4400	国土交通大臣
十	石油卸売業	5132	経済産業大臣
十一	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142	経済産業大臣
十二	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5220	経済産業大臣
十三	燃料小売業	5930	経済産業大臣
十四	洗濯業	7210	厚生労働大臣
十五	写真業	7430	経済産業大臣
十六	自動車整備業	7700	国土交通大臣
十七	機械修理業	7810	経済産業大臣
十八	商品検査業	8620	経済産業大臣
十九	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630	経済産業大臣
二十	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	8718	環境大臣
二十一	産業廃棄物処分業	8722	環境大臣
二十二	特別管理産業廃棄物処分業	8724	環境大臣
二十二	医療業	8800	厚生労働大臣
二十三	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140	文部科学大臣
二十四	自然科学研究所	9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注1)
	国の機関又は地方公共団体の公務	上記のいずれか(注2)	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注3)

(2) 従業員数

常用雇用者数が 21 人以上の事業者
(本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が 21 人以上の事業者)

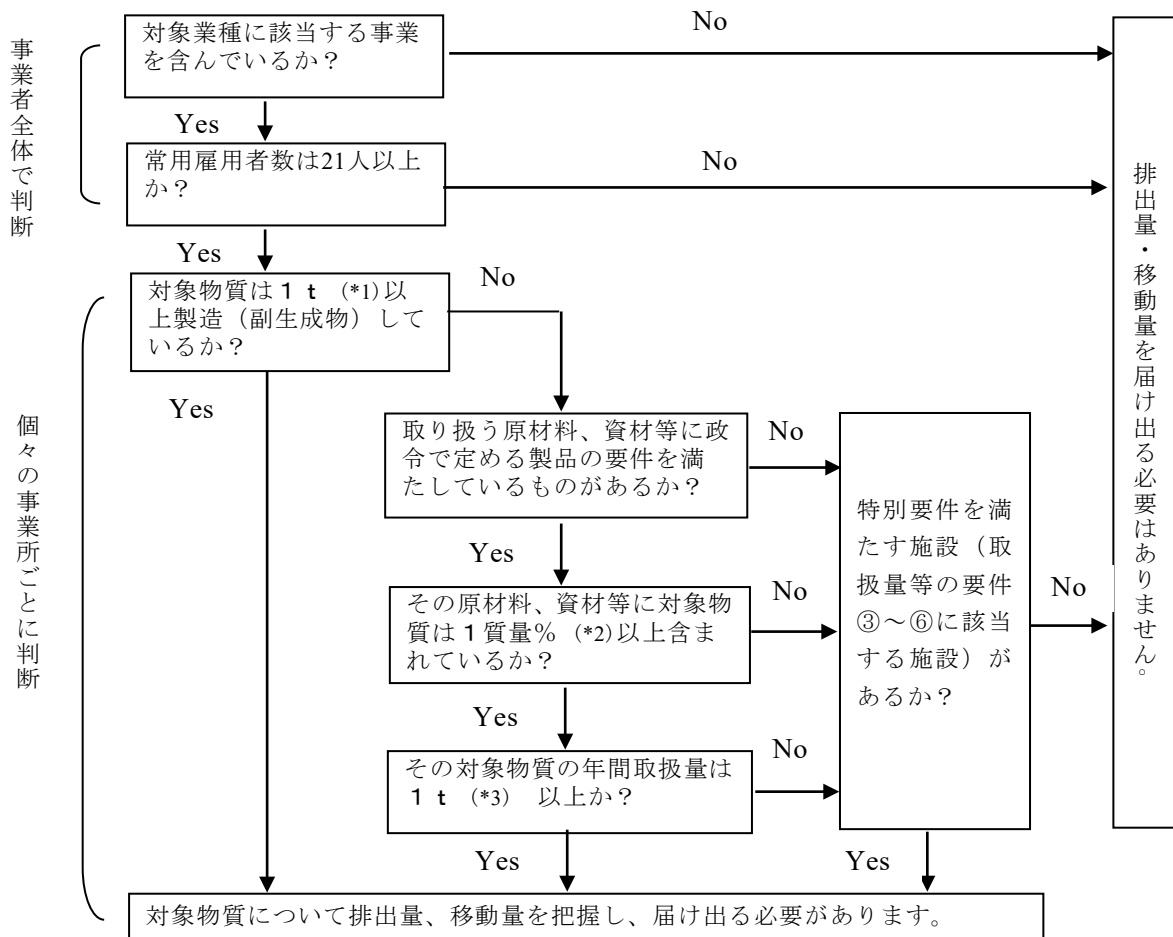
(3) 取扱量等

次のいずれかに該当する事業者

- ① いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t 以上の事業所を有する事業者
- ② いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上の事業所を有する事業者
(①、②については、対象物質の中には化合物に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。)
- ③ 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建築物、工作物その他の施設を設置している事業者
- ④ 下水道業を営み下水道終末処理施設を設置している事業者
- ⑤ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分場を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者
- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

※ 年間取扱量：対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量

判定フロー図



(*1) 特定第一種指定化学物質は 0.5 t

(*2) 特定第一種指定化学物質は 0.1 質量%

(*3) 特定第一種指定化学物質は 0.5 t

I-3 排出量・移動量の把握

(1) 算出の方法

以下の方法により排出量・移動量を算出します。この際、物質群として指定されている第一種指定化学物質については、当該元素（無機シアン化合物についてはシアン）量に換算した量を排出量・移動量とし、ダイオキシン類については、TEQ換算量（2,3,7,8-ベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算した量）を排出量・移動量とします。

- ①物質収支を用いる方法
- ②実測値を用いる方法
- ③排出係数を用いる方法
- ④蒸気圧、溶解度等の物性値を用いる方法
- ⑤その他、的確に排出量を算出できると認められる方法

これらの方法による算出の基本的考え方等について解説した各種マニュアルが整備されています。

●PRTR排出量等算出マニュアル（PDF版）：経済産業省・環境省

- ・排出量等の算出の基本的考え方等について掲載
- ・各ページがPDFファイルのため、配布や印刷に適しています。

●業種別排出量等算出マニュアル：各業界団体

・各業界団体が作成した業種別のマニュアルで、より詳細な内容となっています。詳細は以下の経済産業省のHPをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/gyoushumunyuuru.html

●PRTR排出量等算出マニュアル（電子版）：経済産業省・環境省-

- ・排出量等の算出の基本的考え方等について解説した算出マニュアルについて、インターネットによりWebブラウザで利用可能としたものです。
- ・パソコンの画面上で御覧いただくためのマニュアルです。
- ・電子版の算出マニュアルから、排出量等の算出がシステムにより行える「PRTR排出量等算出システム」に移動することができます。

●PRTR届出作成支援システム：独立行政法人製品評価技術基盤機構

- ・届出書を簡単に作成できるシステムです。
- ・プログラムをダウンロードすることなく、ホームページ上で届出書を作成できます。

(2) 排出量の区分

排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握します。

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③当該事業所における土壌への排出（埋立処分によるものを除く）
- ④当該事業所における埋立処分

(3) 移動量の区分

移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握します。

- ①下水道への移動
- ②当該事業所の外への移動（①によるものを除く）

I-4 届出方法

把握を行った排出量・移動量について、把握を行った翌年度の4月1日から6月30日の間に、届出書を提出することとなっています。

(1) 届出事項

- ① 事業者名
- ② 事業所名及び所在地
- ③ 事業所において常時使用される従業員の数
- ④ 事業所において行われる事業が属する業種
- ⑤ 排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分ごとの排出量・移動量

(2) 届出書の作成・提出方法及び提出書類

届出書の作成・提出方法は以下の3つの方法から選ぶことができます。

① 書面による届出

P R T R届出作成支援システムで作成した届出書を印刷して、都道府県等の窓口へ持参又は郵送で届出を行う方法です。

② インターネット等による届出（電子届出）

P R T R届出作成支援システムで作成した届出書のXMLファイルをP R T R届出システムに読み込んで届出を行う方法です。

なお、電子届出を行う前には、「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県等の窓口へ持参又は郵送で提出し、電子届出に必要な識別番号（ユーザーID）及び暗証番号（パスワード）等を入手しておく必要があります。

③ 磁気ディスクによる届出

P R T R届出作成支援システムで作成した届出書のXMLファイルを磁気ディスクに保存して、都道府県等の窓口へ持参又は郵送で届出を行う方法です。

P R T R制度についての詳しい内容は、以下の環境省、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

II 化管法SDS制度の概要

化学物質の管理を適正に行っていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておく必要があります。

「安全データシート」(SDS: Safety Data Sheet)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の製品について、この化管法SDSを提供することが義務化されました(法第14条)。

II-1 対象化学物質

(1) 対象物質

化管法SDS制度においては、具体的には、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があると認められる物質として、計649物質(令和5年4月1日以降)が指定されています(化管法政令最終改正:令和3年10月20日)。

第一種指定化学物質	P R T R制度、化管法SDS制度の対象物質	515物質
第二種指定化学物質	化管法SDS制度のみの対象物質	134物質
合 計		649物質

※ 別添の「第一種指定化学物質」、「第二種指定化学物質」を参照して下さい。

(2) 対象製品

化管法SDS制度の対象となる製品は、対象化学物質(第一種及び第二種)を一定割合以上(1質量%以上。ただし、特定第一種のみ0.1質量%以上)含有する製品であり、代表的な種類としては、化学薬品、染料、塗料、溶剤等が挙げられます。

なお、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排出される可能性が少ないと考えられる製品については、事業者の負担等を考慮し、例外的に化管法SDSの提供を要しないこととしています。

例外とされるのは、以下のような製品です。

例外的に把握をしなくてもよい製品とは

				
対象化学物質の含有率が少ないもの	固形物(粉状や粒状のものを除く)	密封された状態で使用する製品	一般消費者用の製品	再生資源
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品	金属板や管等	乾電池等	家庭用洗剤、殺虫剤等	金属くず、空き缶等

経済産業省 HP から引用

II-2 対象事業者

化管法SDSの対象化学物質又は対象製品について他の事業者と取引を行うすべての事業者が対象となります。

すなわち、PRTTR制度と異なり、化管法SDS制度には業種の指定、常用雇用者数及び年間取扱量の要件はありません。

<対象事業者の要件比較>

区 分	化管法SDS制度	(参考) PRTTR制度
対象業種	全ての業種	政令で指定する対象業種 (24業種)
事業者規模	常用雇用者数にかかわらず対象 (小規模事業者も対象)	常用雇用者数21人以上の事業者が対象
年間取扱量	年間取扱量にかかわらず対象	1 t以上が対象 (特定第一種指定化学物質は 0.5 t 以上)

※義務を遵守しない事業者には、経済産業大臣による勧告及び公表措置が行われる場合があります。(法 15 条関係)

なお、化管法SDSは事業者間での取引において提供されるものであり、提供先はあくまで事業者となりますので、一般消費者は提供の対象ではありません。

II-3 作成、提供方法

(1) 作成方法

化管法SDSや化管法ラベルによる危険有害性情報の伝達方法は、GHSに対応する国内規格であるJIS Z7253及び国際規格であるISO11014においてその記述内容が標準化されており、既にこれらの書式に従って化管法SDSや化管法ラベルが作成され、広く提供されています。化管法では、化管法SDSや化管法ラベルによる情報伝達の方法として、JIS Z7253に適合する記載に努めるよう、省令において規定しています。

また、化管法及びJISでは、化管法SDS及び化管法ラベルは日本語で作成することが義務付けられています。

●記載しなければならない事項

1. 化学品及び会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成及び成分情報
※含有する指定化学物質の名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字2桁）
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

(2) 提供方法

化管法SDSの提供は、事業者間の取引に際して日常的・反復継続的に行われるものであり、その提供方法は、取引の実態に即した形となることが適当です。令和4年3月31日、昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施しました。

これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法も追加されています。

また、同じ事業者に対し同種の化学品を継続的に又は反復して取引する場合において、既に当該化管法SDSが提供されているときには、そのたびごとに提供を行う必要はありません。（ただし、相手方から化管法SDSの提供を求められた際には提供義務が生じます。）

なお、製品中の対象化学物質成分及び含有率といった機密情報は、別添として提供することもできます。

化管法SDS制度についての詳しい内容は、以下の経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階） 〒810-8620

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592